

平成31・32年度 建設工事入札参加資格審査申請に係る
経営事項審査結果通知書の取扱いについて

- 1 今回対象となる経営事項審査の審査基準日は、平成29年7月1日から平成30年6月30日です。
- 2 建設工事入札参加資格審査申請にあたっては、審査基準日が前項の期間内となっている経営事項審査結果通知書の写しを提出する必要があります。
- 3 平成30年10月15日（月）までに、所管する各土木事務所に経営事項審査の申請を行っていただければ、11月中に審査結果を通知することができます。
- 4 解体工事業の業種追加に伴う経営事項審査の申請は、平成30年9月28日（金）までに行ってください。
- 5 県内工事に係る建設工事入札参加資格審査申請の受付期間は、平成30年12月3日（月）から12月14日（金）となっており、10月15日（月）までに経営事項審査の申請を行っていない場合、入札参加資格審査の申請ができなくなるおそれがあります。
- 6 以上のことから、建設工事入札参加資格審査申請を予定している場合には、できるだけ早めに経営事項審査の申請を行ってくださいますよう、ご協力をお願いします。